

第7回 化学物質の安全

2007年6月1日
担当者：交告尚史

1. 物質の投入・製品の規制

(1)急性毒性を有する化学物質の規制

毒物及び劇物取締法

製造・輸入・販売の登録制、取扱いに関する資格制度、特定毒物に関しての取引制限。

農薬取締法

農薬として使用される化学物質の規制

(2)慢性毒性をもたらす化学物質の規制

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）

製造の時点で物質の審査をする仕組

2. 物質の排出の規制

(1)ダイオキシン

(a)所沢市の対策

1997 ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例

1999 ダイオキシン類の汚染防止に関する条例

(b)ダイオキシン類の危険性を理由とする廃棄物処理施設の建設、操業の差止め判決

①甲府地判平 10.2.25 判時 1637 号 94 頁

②仙台地判平 10.7.24

③津地裁上野支判平 11.2.24

(c)ダイオキシン類対策特別措置法(1999)

総合的環境規制：TDI を基礎とし、大気、水（底質を含む）、土壤にわたる環境基準を設定する。

住民による総量規制指定地域の申立ての規定

市街地土壤汚染についての浄化の規定

(2)内分泌搅乱物質

いわゆる環境ホルモン。ホルモン類似の作用を示し、微量でも内分泌系を搅乱する。野生生物の生殖異常と原因物質の因果関係に関しては未だ充分には解明されていない。

3. PRTR 法

(1)名称について

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11・7・13）

PRTR:Pollutant Release and Transfer

(2)制度の趣旨

事業者が、工場・事業場における対象化学物質ごとの環境中（大気、水質、土壤中）への排出量や、廃棄物としての場外への移動量（さらに対象化学物質の保有量）を自ら把握し、その結果を行政に報告し、それを何らかの形で公表する制度をいう。不確実な環境リスクの未然防止対策としての、情報による事業者の自主的取組の促進を図るもの。

(3)制度の骨格

- ①事業者による排出量や移動量の把握と主務大臣への届出。
- ②主務大臣から経済産業大臣および環境大臣への通知。業種別、地域別に集計、公表。
- ③経済産業大臣および環境大臣は、小規模事業者、家庭、農地、自動車などからの発生量も推計して公表。
- ④どんな人からでも請求があれば、営業秘密を確保しつつ、個別事業所のデータも含めて開示する。
- ⑤化学物質の譲渡などの際、MSDS(Material Safety Data Sheet)を添付するよう事業者に義務づける。

(4)リスクコミュニケーション

4. 化学物質が生態系に及ぼす影響の認識

(1)世界的な動き

残留性有機汚染物質(POPs)に関するストックホルム条約

OECD 環境成果レビュー（平成 14・1）

(2)環境基本計画（平成 12・12・27）

第3部第1章第5節(5)：生態系への影響の適切な評価と管理を視野に入れた化学物質対策の推進

(3)新・生物多様性国家戦略（平成 14・3・27）

第3の危機（環境ホルモンなど）

5. 法制度による対応

(1)PRTR 法

＜第一種指定化学物質の定義（2条2項）＞

1 当該化学物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること

(2)化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の平成 15 年改正

(a)目的規定（1条）

この法律は、難分解性の性状を有し、かつ、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染・・・

(b)特定化学物質の概念

①第1種特定化学物質（2条2項）

この法律において「第一種特定化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当する化学物質で政令で定めるものをいう。

- 1 イ及びロに該当することであること
- イ 自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであること
- ロ 次のいずれかに該当することであること

(1)継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがあるものであること。
(2)継続的に摂取される場合には、高次捕食動物（生活環境動植物（その生息又は生育に支障を生ずる場合には、人の生活環境の保全上支障を生ずる場合には、人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。以下同じ）に該当する動物のうち、食物連鎖を通じてイに該当する化学物質を最もその体内に蓄積しやすい状況にあるものをいう。以下同じ）の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。

2 省略

②第2種特定化学物質（2条3項）

この法律において「第二種特定化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その製造、輸入、使用等の状況からみて相当広範な地域の環境において当該化学物質が相当程度残留しているか、又は近くその状況に至ることが確実であると見込まれることにより、人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあると認められる化学物質で政令で定めるものをいう。

1 省略

2 イ又はロのいずれかに該当することであること。（ロは省略）

イ 自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、継続的に摂取され、又はこれに摂取され、又はこれにさらされる場合には生活環境動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるもの（前項第1号に該当するものを除く）であること。

(c)監視化学物質の概念

①第1種監視化学物質（2条4項）

2項1号イに該当するものであり、かつ、同号ロに該当するかどうか明らかでないもの。

⇒ 有害性の調査および結果報告の指示 → 判定 → 第1種特定化学物質（5条の4、5条の5）

②第2種監視化学物質（2条5項1号 * 2号は省略）

3条1号に該当する疑いのある化学物質（改正前の第2種特定化学物質に該当する疑いのある化学物質、つまり従前の指定化学物質に相当する）

⇒ 有害性の調査および結果報告の指示 → 判定 → 第2種特定化学物質（24条、25条）

③第3種監視化学物質（2条6項1号 * 2号は省略）

自然的作用により化学的变化を生じにくいものであり、かつ動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるもの。

⇒ 有害性の調査および結果報告の指示 → 判定 → 第2種特定化学物質（25条の3、25条の4）

(d)予防原則の観点からの制度の評価 ↗ 大塚・法教286号論文